

学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理等に関する
条例

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正)

第2条 大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者をいう。

3 小学生とは、学校教育法に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者をいう。

(大和市小児医療費助成条例の一部改正)

第3条 大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「中等教育学校前期課程」を「中等教育学校の前期課程」に改め、「。以下同じ。」を削る。

(大和市都市公園条例の一部改正)

第4条 大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3大和スタジアムの項中「(中学生以下)」を削り、同表引地台温水プールの項

「
「
中

小人 (中学生以下)

を

小人（3歳未満を除く。）

に改め、同表ゆとりの森芝生グラウンド

3歳未満	」	小人（3歳未満に限る。）	」
------	---	--------------	---

の項中「(中学生以下)」を削り、同表ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場の項中

「 小人 (中学生以下) 未就学児	を	「 小人（未就学児を除く。）	に改め、同表備考第4項中「第1条」 及
		小人（未就学児に限る。）	

び「同法第82条の3第3項に規定する」を削り、「をいう」を「をいい、小人とは、同法に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業し、又は修了する日の属する月の末日までにある者をいう」に改める。

(大和市建築基準条例の一部改正)

第5条 大和市建築基準条例（平成12年大和市条例第11号）の一部を次のように改

正する。

第8条中「中学校」の次に「、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

第52条中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に改める。

第53条中「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

(大和市スポーツ施設設置条例の一部改正)

第6条 大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）の一部を次の

ように改正する。

別表第3 2 個人利用料金の上限額の表中「(小、中学生)」を削り、同表備考第1項第4号を次のように改める。

(4) 小人 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

別表第3 2 個人利用料金の上限額の表備考第1項第5号中「1日」の次に「(午

前9時から午後9時までをいう。)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定（大和市建築基準条例第8条の改正規定を除く。）は、同年6月1日から施行する。